

「令和8年度 依存症対策事業広報・啓発等企画運営委託」

受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和8年度 依存症対策事業広報・啓発等企画運営委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 プロポーザルの実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) 提案書等の作成様式及び作成上の留意事項
- (4) 評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案者は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）（以下、令和7・8年度有資格者名簿）において、営業種目「109：印刷物企画デザイン」「319：イベント企画運営等」「323：広告」の3種目すべての登録があるもの。
- (2) 令和7・8年度有資格者名簿には、未だ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、当該契約に対応するとして定めた上記アと同様の営業種目について現に申込み中であり、受託候補者の特定の日までに登載が完了する者であること。
- (3) 令和3年度以降に、本市または他の官公庁における広報・啓発、PRに関する企画・実行支援に係る業務の受注実績を1件以上有していること。
- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託者特定の日までの間のいずれの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定めるものとする。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルの評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
 - (2) 業務の実施体制
 - (3) 業務の実施計画
 - (4) 事業者の取組に関すること
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 評価結果が同点の場合には、プロポーザル評価表における「提案内容」が最も優れた提案者とする。
 - 5 応募団体が1団体のみの場合であっても、健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会の定める最低基準に満たないときは、特定されず、再度プロポーザルを行うものとする。
 - 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、「令和8年度 依存症対策事業広報・啓発等企画運営委託（以下「評価委員会」という。）」を別に設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 健康福祉局企画課長
 - 委員 健康福祉局障害施策推進課長
 - 健康福祉局精神保健福祉課長
 - 健康福祉局こころの健康相談センター長
 - 健康福祉局ひきこもり総合支援・若者相談センター長
 - こども青少年局こども家庭課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、健康福祉局精神保健福祉課長及び健康福祉局こころの健康相談センター長を除く委員の中から職務の代理人を選定する。
 - 4 評価委員会は、委員の6分の5以上の出席をもって成立する。
 - 5 評価委員がヒアリングを欠席した場合は、その評価委員の評価点は無効とする。
 - 6 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

- (4) 特定結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和8年5月29日から施行する。